



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

福岡県国民健康保険団体連合会における
「B000 特定疾患療養管理料」の取扱いについて

標記特定疾患療養管理料については、退院の日から起算して1ヶ月以内は算定できませんが、本件につきましては従前から、自院・他院を問わず適応されるとの見解が厚生労働省より示されております。

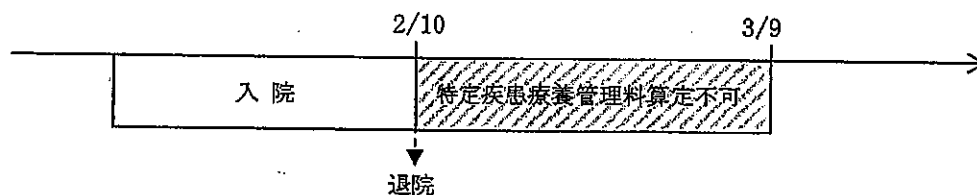
以上のことから、特定疾患療養管理料につきましては、自院・他院を問わず退院の日から起算して1ヶ月以内の算定は認められませんので、請求の際には十分ご留意ください。

また、前述の取扱いについて、平成 27 年 3 月審査分より一次審査において対応し、その結果査定となった場合には、「増減点・返戻通知書」の査定事由に「JD」と表示して通知される旨、福岡県国民健康保険団体連合会（以下国保連合会という。）より通知がありました。

なお、各保険医療機関につきましては、別添 1 が国保連合会より直接通知されますことを併せて申し添えます。

【1ヶ月以内の期間の考え方】

例) 通院中の患者が他の医療機関へ入院し、2月10日に退院した後、再度受診した場合
→退院の日から起算して1ヶ月以内の期間※は特定疾患療養管理料の算定はできません。



※「1ヶ月以内の期間」とは、2月10日から3月9日までとなります。

また、3月10日退院の場合であれば、4月9日までは算定できません。

【1日入院の場合について】

1日入院についても、自院・他院を問わず退院の日から起算して1ヶ月以内の算定は認められません。

福国保連第233号

平成27年2月3日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 井上 保 廣

B000 特定疾患療養管理料の取扱いについて(お知らせ)

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記特定疾患療養管理料については、退院の日から起算して1ヶ月以内は算定できませんが、このことは従前から、自院・他院を問わず適応されるとの見解が厚生労働省より示されております。

本会では、平成27年3月審査分から、前述の取扱いによる審査を一次審査において実施いたします。

つきましては、別添のとおり各保険医療機関あて通知いたしますので、お知らせいたします。



福 国 保 連 第 2 3 3 号

平 成 2 7 年 2 月 3 日

各 保 険 医 療 機 関 様

福岡県国民健康保険団体連合会

(公 印 省 略)

B000 特定疾患療養管理料の取扱いについて(お知らせ)

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記特定疾患療養管理料については、退院の日から起算して1ヶ月以内は算定できませんが、このことは従前から、自院・他院を問わず適応されるとの見解が厚生労働省より示されております。

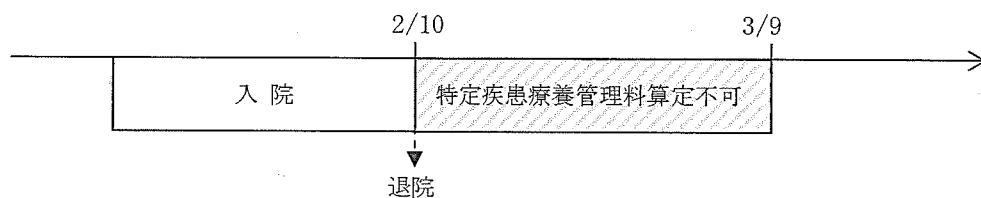
以上のことから、特定疾患療養管理料につきましては、自院・他院を問わず退院の日から起算して1ヶ月以内の算定は認められませんので、請求の際には十分ご留意下さい。

なお、前述の取扱いについては、平成27年3月審査分より、一次審査において対応し、その結果査定となった場合には、「増減点・返戻通知書」の査定事由に「JD」と表示して通知させていただきますことを申し添えます。

【1ヶ月以内の期間の考え方】

例) 通院中の患者が他の医療機関へ入院し、2月10日に退院した後、再度受診した場合

→ 退院の日から起算して1ヶ月以内の期間※は特定疾患療養管理料の算定はできません。



※ 「1ヶ月以内の期間」とは、2月10日から3月9日までとなります。

また、3月10日退院の場合であれば、4月9日までは算定できません。

【1日入院の場合について】

1日入院についても、自院・他院を問わず退院の日から起算して1ヶ月以内の算定は認められません。